



島根県報

平成27年2月20日（金）

第2,675号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

平成26年度第4次自衛官募集 (防災危機管理課) 3

保安林予定森林（5件） (森林整備課) 3

指定漁船調書の縦覧 (水産課) 6

都市計画事業変更の認可 (下水道推進課) 6

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建築住宅課) 7

【公 告】

肥料の登録の更新 (食料安全推進課) 7

島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務の調達に係る提案競技の実施 (技術管理課) 7

【特定調達公告】

島根県立中央病院における循環器情報統合システム用画像サーバー一式購入に係る一般競争入札の落札者等 (病院局) 12

公布された条例等のあらまし

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第3号関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の3聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見中

「

2 「平衡機能障害」の状態及び所見	イ 語音による検査	右	%
		語音明瞭度	
		左	%

」

を

「

2 「平衡機能障害」の状態及び所見	イ 語音による検査	右	%
		語音明瞭度	
		左	%
(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況	有 ・ 無		
(注) 2級と診断する場合に記載すること。			

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いの可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第113号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成26年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成27年 2月27日（金）
- 4 試験期日
平成27年 3月 1日（日）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
 - (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
 - (2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第114号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市美都町都茂3767-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第115号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町吉田字菅谷1569、1570、1570-3、4302-1、4304-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第116号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町篠淵字家内廻家ノ上ミ347-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第117号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町上田所2081-4、2081-7

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第118号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町名賀866-1

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第119号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

出雲市斐川町莊原3471-2 原 昭二

〃 3495-2 北村真澄

〃 3416 高橋浩三

(2) 加入区

宍道湖斐川加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

浜田市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜田都市計画下水道事業

浜田市公共下水道（国府処理区）

3 事業施行期間

平成12年 6月23日から平成31年 3月31日まで

4 事業地**(1) 収用の部分**

変更なし

(2) 使用の部分

平成12年島根県告示第579号、平成14年島根県告示第547号、平成19年島根県告示第266号及び平成25年島根県告示第378号の事業地のうち、浜田市下府町地内及び同市国分町地内において事業地を変更する。

島根県告示第121号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成27年2月20日から施行する。

平成27年2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「第313号」を「第213号及び第313号」に、「第312号」を「第116号及び第312号」に改め、表浜田市の項中「第111号」の次に「及び第113号」を加え、表出雲市の項中「及び第318号」を「、第318号及び第515号」に改める。

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 406号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥酵 母肥料3号	窒素全量 7.0	公定規格のと おり	日本製紙株式会社 東京都北区王子一丁目4番1号	平成30年 3月29日

島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務の調達に係る契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成27年2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務

(2) 仕様

島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務委託に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から平成27年11月30日まで

(4) 提案価格の上限額

10,680,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に与らせている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 提案競技に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がない者であること。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(7) その他提案競技の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、同一提案競技に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効な提案競技として取り扱う。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県（公社を含む。）、政令指定都市、旧道路公団及びその後継会社において、下記業務のいずれかの実績を持つ者であること（いずれも平成21年4月1日以降受注した実績とし、共同企業体構成員としての実績も可とする。）。

(7) 公共土木施設の情報システム設計業務（システム改修及び更新業務を含む。）

(4) 公共土木施設の情報システム開発業務（システム改修及び更新業務を含む。）

コ 次に掲げる全ての資格を有し、又はこれらと同等の品質管理、情報セキュリティ管理のための体制を企業、法人内部の規程等により整備していること。

(7) 品質管理体制について、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの認証

(4) 情報セキュリティ管理体制について、JISQ27001（ISO/IEC27001）に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの認証

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ツ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケ及びコに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

カ 共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に(1)のキに掲げる関係がないこと。ただし、基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成27年2月20日（金）から同年3月6日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎3階） 島根県土木部技術管理課長寿命化推進室

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

実施しない。

4 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、(3)の提出期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は、12と同じとする。

(3) 提出期限は、平成27年3月9日（月）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成27年3月26日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全ての財務諸表（決算報告書）を各1部）
- オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- キ 公共土木施設の情報システム設計業務又は公共土木施設の情報システム開発業務の受注実績表 1部
- ク 品質管理体制及び情報セキュリティ管理体制の認証証明書の写し（同等の品質管理・情報セキュリティ管理体制を整備している場合は、その内部規定等の写し） 1部
- ケ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- コ 担当者届 1部
- サ 業態調書 1部
- シ 島根県入札参加資格認定通知書の写し（島根県の入札参加資格を有しているもの） 各1部
- ス 委任状（代理人に権限を委任する場合） 1部

(2) 提出書類の形式

島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成27年4月1日（水）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

12に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成27年4月7日（火）付けで、郵送で通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県公共土木施設維持管理システム基本設計について提案すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書によるものとする。

(3) 提出書類の形式

実施要領による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成27年4月16日（木）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

別に設置する「島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において厳正な評価及び選定を行う。

ア 第1次審査

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(4)の上限額を上回らない提案書について、仕様書等に記載する内容を満たしているか否かを審査し、採否を提案者へ通知する。

なお、提案価格が上限額を上回るもの及び提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての提案が無いものは不採択とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者の提案書に対し評価を行い、最も優れた提案者を選定する。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については別途定める「評価基準」に基づき評価を行い、採点については各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

評価項目及び評価配点は、次のとおりとする。

(7) 全般的事項及び基本方針に関する項目	34点
(4) 業務内容に関する項目	48点
(ウ) システム調達に伴う作業等	8点
(エ) 費用に関する項目	10点

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請があったとき又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

ア 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと（第2次審査以降の日付の証明書を契約までに提出すること。）。

イ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと（第2次審査以降の日付の証明書を契約までに提出すること。）。

ウ 島根県が実施する入札について第2次審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、実施要領による。

(8) 本件業務は、平成26年度2月補正予算の島根県議会議決が得られない場合は、提案競技を延期し、又は中止する。

なお、提案競技を延期する場合は延期理由及び延期後の提案競技日程を公告し、提案競技を中止する場合は中止理由を公告する。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県土木部技術管理課長寿命化推進室

電話 0852-22-6014

F A X 0852-25-6329

電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条

の規定により公告する。

平成27年 2月20日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 件名及び数量

循環器情報統合システム用画像サーバー 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成27年 2月 9日

4 契約の相手方の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 平野 享 出雲市塩冶有原町五丁目59番地

5 落札金額

27,745,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年 1月27日